

こども家庭センターの設置状況等について

令和6年5月1日時点の全国の市区町村 1,741 自治体における「こども家庭センター」の設置状況等の調査結果（別添）をお知らせします。

主な調査結果

○ 設置済の市区町村 876 自治体（50.3%）

未設置の市区町村 865 自治体（49.7%）

※（ ）内は全国の市区町村数 1,741 自治体に対する割合

○ 設置済の箇所数 1,015 箇所（全国）

※ 複数箇所設置した自治体あり（政令指定都市の行政区など）

○ 設置済自治体（市区町村）の割合（※）が高い都道府県

※ 当該都道府県内の市区町村数に対する設置済市区町村数の割合

福岡県 98.3% 富山県 80.0% 石川県 78.9% 島根県 78.9%

（参考）こども家庭センター

「こども家庭センター」は、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされている。

令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等において全国展開を図ることとされている。

【照会先】

こども家庭庁支援局虐待防止対策課
福井/星野/伊藤
TEL: 03-6859-0103
E-Mail: jidounetwork@cfa.go.jp

こども家庭センターの設置状況等について (令和6年5月1日時点)

1 設置状況

(1) こども家庭センターを設置済の市区町村数 876 自治体（全国の 50.3%）

全国の 自治体数	設置済の 自治体	未設置の 自治体
1,741	876	865
	50.3%	49.7%

（内訳）1 箇所設置の市区町村 852 自治体
複数箇所設置の市区町村 24 自治体
（行政区ごとに設置する政令指定都市 等）

（内訳）市区町村の人口規模別

人口	自治体数	自治体数		割合		設置済の 箇所数
		設置済	未設置	設置済	未設置	
1 万人未満	531	117	414	22.0%	78.0%	117
1 万人以上10万人未満	927	536	391	57.8%	42.2%	536
10万人以上30万人未満	197	157	40	79.7%	20.3%	158
30万人以上50万人未満	51	41	10	80.4%	19.6%	62
50万人以上100万人未満	24	16	8	66.7%	33.3%	53
100万人以上	11	9	2	81.8%	18.2%	89
合計	1,741	876	865	50.3%	49.7%	1,015

(2) 設置済のこども家庭センターの箇所数 1,015 箇所

（内訳）児童福祉機能の類型別箇所数

類型	箇所数	割合	児童人口
小規模A型	536	52.8%	概ね0.9万人未満
小規模B型	210	20.7%	概ね0.9万人以上1.8万人未満
小規模C型	121	11.9%	概ね1.8万人以上2.7万人未満
中規模型	137	13.5%	概ね2.7万人以上7.2万人未満
大規模型	11	1.1%	概ね7.2万人以上
合計	1,015	100%	

(3) こども家庭センターを未設置の市区町村数 865 自治体（全国の 49.7%）

（内訳）未設置の市区町村における設置予定

未設置の 自治体数	令和6年度 に設置予定	令和7年度 に設置予定	令和8年度以降 に設置予定	未定
865	56	274	49	486
	6.5%	31.7%	5.6%	56.2%

(4) 設置済自治体(市区町村)の割合（都道府県別）

都道府県内の自治体数(市区町村数)に対する設置済自治体数(市区町村数)の割合

	都道府県名	自治体数	設置済の自治体数	未設置の自治体数	設置済自治体数の割合
1	北海道	179	28	151	15.6%
2	青森県	40	14	26	35.0%
3	岩手県	33	17	16	51.5%
4	宮城県	35	19	16	54.3%
5	秋田県	25	11	14	44.0%
6	山形県	35	27	8	77.1%
7	福島県	59	28	31	47.5%
8	茨城県	44	28	16	63.6%
9	栃木県	25	19	6	76.0%
10	群馬県	35	7	28	20.0%
11	埼玉県	63	47	16	74.6%
12	千葉県	54	23	31	42.6%
13	東京都	62	33	29	53.2%
14	神奈川県	33	21	12	63.6%
15	新潟県	30	16	14	53.3%
16	富山県	15	12	3	80.0%
17	石川県	19	15	4	78.9%
18	福井県	17	13	4	76.5%
19	山梨県	27	11	16	40.7%
20	長野県	77	33	44	42.9%
21	岐阜県	42	27	15	64.3%
22	静岡県	35	17	18	48.6%
23	愛知県	54	39	15	72.2%
24	三重県	29	15	14	51.7%
25	滋賀県	19	11	8	57.9%
26	京都府	26	14	12	53.8%
27	大阪府	43	26	17	60.5%
28	兵庫県	41	26	15	63.4%
29	奈良県	39	21	18	53.8%
30	和歌山県	30	13	17	43.3%
31	鳥取県	19	5	14	26.3%
32	島根県	19	15	4	78.9%
33	岡山県	27	10	17	37.0%
34	広島県	23	15	8	65.2%
35	山口県	19	8	11	42.1%
36	徳島県	24	9	15	37.5%
37	香川県	17	5	12	29.4%
38	愛媛県	20	8	12	40.0%
39	高知県	34	8	26	23.5%
40	福岡県	60	59	1	98.3%
41	佐賀県	20	4	16	20.0%
42	長崎県	21	13	8	61.9%
43	熊本県	45	35	10	77.8%
44	大分県	18	14	4	77.8%
45	宮崎県	26	13	13	50.0%
46	鹿児島県	43	10	33	23.3%
47	沖縄県	41	14	27	34.1%
	全国合計	1,741	876	865	50.3%

2 統括支援員の配置状況

(1) 任用要件別の配置状況

	要件ア	要件イ	要件ウ	合計
人数	803	116	118	1,037
割合	77.4%	11.2%	11.4%	100%

※こども家庭センター1か所に統括支援員を2名以上配置したと回答した自治体があるため、合計人数は設置箇所数(1,015)と一致しない。

(参考) 統括支援員

母子保健と児童福祉の適切な連携協力による一体的支援を促すため、こども家庭センター内の職員に必要な助言・指導を行うなど、実務面のリーダーシップを執って、母子保健と児童福祉の両部門にまたがるマネジメントを行う職員として、こども家庭センター1か所あたり1名配置することとしている。

【統括支援員の任用要件等】 ([こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p11～12)

- ・統括支援員は、こども家庭センター1か所あたり1名配置する（児童人口が少ない市町村等、自治体の実情に応じてこども家庭センター長が統括支援員を兼務することができる）こととされている。
- ・統括支援員の要件は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者であり、かつ、一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修（基礎研修 ※1）を受講した者とする。

ア 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格（※2）を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者

イ 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者

ウ その他、市町村において上記と同等と認めた者

※1 基礎研修は、当面、国の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」の中で、オンデマンド研修を実施する。当該研修の受講は、原則、統括支援員として着任後3か月程度内に受講する。また、当該研修に加え、都道府県において実情に応じて開催される統括支援員の資質向上のための実務研修（※3）を受講することが望ましい。

※2 資格の詳細については「こども家庭センターガイドライン」参考資料2（1）を参照（[こども家庭センターガイドライン \(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p186～188）

※3 実務研修は、統括支援員としての具体的なマネジメントスキルが期待される事例に関する演習型の研修や、統括支援員が互いの業務上の困りごとの共有や情報交換の場として年1回程度都道府県の実情に応じ開催することが望ましい。

(2) 任用要件別の資格・経験等

ア 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者：**803人**

(資格の内訳)

	保健師	社会福祉士	こども家庭ソーシャルワーカー	助産師	看護師	精神保健福祉士	医師	公認心理師	保育士	教員免許を有する者	その他	合計
人数	626	74	0	0	8	1	0	7	53	20	14	803
割合	78.0%	9.2%	0.0%	0.0%	1.0%	0.1%	0.0%	0.9%	6.6%	2.5%	1.7%	100%

(経験の内訳)

	母子保健業務と児童福祉業務の両方を経験	母子保健業務を経験	児童福祉業務を経験	合計
人数	319	335	149	803
割合	39.7%	41.7%	18.6%	100%

イ 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者：**116人**

(経験の内訳)

	母子保健業務と児童福祉業務の両方を経験	母子保健業務を経験	児童福祉業務を経験	合計
人数	20	7	89	116
割合	17.2%	6.0%	76.7%	100%

ウ その他、市町村において上記と同等と認めた者：**118人**

(同等と認めた業務経験等)

- ・ 教育に関する業務経験
- ・ 福祉に関する業務経験
- ・ 児童福祉の相談に関する業務経験
- ・ 社会福祉士の資格保有 など

(3) こども家庭センター長による兼任の有無

	専任	センター長 が兼任	合計
人数	867	170	1,037
割合	83.6%	16.4%	100%

専任：統括支援員が他の職を兼任せず、統括支援員の専任である

センター長が兼任：こども家庭センター長が統括支援員を兼任している

※こども家庭センター長は、母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であり、こども家庭センター1か所あたり1名配置する（小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる）こととしている。（[こども家庭センターガイドライン\(cfa.go.jp\)](http://cfa.go.jp) p10～11）

(4) 常勤・非常勤

	常勤	非常勤	合計
人数	1,019	18	1,037
割合	98.3%	1.7%	100%

(5) 業務マネジメントの範囲

統括支援員は、母子保健と児童福祉の適切な連携協力による一体的支援を促すため、母子保健と児童福祉の両部門にまたがるマネジメントを行う役割をもつ職員であるが、7.6%の自治体において、いずれか片方の機能のみをマネジメントしている状況にある。

	母子保健機能と 児童福祉機能の 両方をマネジメント	母子保健機能のみ をマネジメント	児童福祉機能のみ をマネジメント	合計
人数	958	19	60	1,037
割合	92.4%	1.8%	5.8%	100%